

議会において選挙・推薦・選任同意

1. 執行機関

機関(委員)	根拠法規	資格及び選任方法
教育委員会 (教育長及び委員)	- 地方自治法 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 - 福岡市教育委員会組織条例	- 教育長 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 (地教行法第4条第1項) - 委員 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 (地教行法第4条第2項)
市選挙管理委員会 (委員及び補充員)	地方自治法	- 委員 選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 (法第182条第1項) - 補充員 委員の選挙を行う場合、同時に、上記に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、同様とする。 (法第182条第2項)
区選挙管理委員会 (委員及び補充員)	地方自治法	同上 (法第252条の20第5項、第6項)

する委員等一覧表 (令和6年7月4日現在)

人 数	任 期	現 在 の 委 員 及 び 任 期																																																																																														
教育長 1人 委 員 5人（1欠） （地教行法第3条、 条例本則）	教育長 3年 委 員 4年 〔 補欠の教育長又は委員の任期 は前任者の残任期間 （地教行法第5条第1項） 〕	（教育長） 石 橋 正 信（4. 4. 1～7. 3. 31） （委 員） 徳 成 晃 隆（2. 12. 28～6. 12. 27） 町 孝（3. 4. 2～7. 4. 1） 原 志津子（4. 7. 7～8. 7. 6） 武 部 愛 子（5. 4. 1～9. 3. 31）																																																																																														
委 員 4人 （法第181条第2項） 補充員 4人 （法第182条第2項）	委 員 4年 〔 後任者が就任する時まで在任 する。 補欠委員の任期は前任者の残 任期間 （法第183条第1項、第2項） 〕 補充員 委員の任期による （法第183条第3項）	<table><tr><th colspan="2">委 員</th><th colspan="2">補 充 員</th></tr><tr><th>氏 名</th><th>推薦会派</th><th>氏 名</th><th>推薦会派</th></tr><tr><td>稲員大三郎</td><td>自民党</td><td>安村 嘉能</td><td>福岡令和会</td></tr><tr><td>大石 司</td><td>公明党</td><td>楠下 博</td><td>自民新福岡</td></tr><tr><td>江藤 博美</td><td>市民クラブ</td><td>天野 吉介</td><td>自民党</td></tr><tr><td>石井 和美</td><td>共産党</td><td>志岐 安彦</td><td>公明党</td></tr></table> 任期は委員、補充員とも令和8年3月29日まで	委 員		補 充 員		氏 名	推薦会派	氏 名	推薦会派	稲員大三郎	自民党	安村 嘉能	福岡令和会	大石 司	公明党	楠下 博	自民新福岡	江藤 博美	市民クラブ	天野 吉介	自民党	石井 和美	共産党	志岐 安彦	公明党																																																																						
委 員		補 充 員																																																																																														
氏 名	推薦会派	氏 名	推薦会派																																																																																													
稲員大三郎	自民党	安村 嘉能	福岡令和会																																																																																													
大石 司	公明党	楠下 博	自民新福岡																																																																																													
江藤 博美	市民クラブ	天野 吉介	自民党																																																																																													
石井 和美	共産党	志岐 安彦	公明党																																																																																													
同 上 （法第252条の20第5項、 第6項）	同 上 （法第252条の20第5項、第6項）	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">委 員</th><th colspan="2">補 充 員</th></tr><tr><th>氏 名</th><th>推薦会派</th><th>氏 名</th><th>推薦会派</th></tr><tr><td rowspan="4">東</td><td>森 勝利</td><td>自 民 党</td><td>花田 博之</td><td>自 民 党</td></tr><tr><td>山内 浩暢</td><td>自 民 党</td><td>永田 智士</td><td>自 民 党</td></tr><tr><td>渡辺 裕江</td><td>公 明 党</td><td>木村 陽子</td><td>公 明 党</td></tr><tr><td>野村 勇</td><td>市民クラブ</td><td>八尋 明</td><td>市民クラブ</td></tr><tr><td rowspan="4">博多</td><td>嶋田 高幸</td><td>自 民 党</td><td>伊藤 忠</td><td>自 民 党</td></tr><tr><td>石田 正明</td><td>公 明 党</td><td>市木 潔</td><td>公 明 党</td></tr><tr><td>小出 剛史</td><td>福岡令和会</td><td>納戸 順平</td><td>福岡令和会</td></tr><tr><td>橋元 浩司</td><td>自民新福岡</td><td>谷 諭</td><td>自民新福岡</td></tr><tr><td rowspan="4">中央</td><td>妹尾 俊見</td><td>自 民 党</td><td>奥村 芳幸</td><td>自 民 党</td></tr><tr><td>大古場隆文</td><td>市民クラブ</td><td>松原 光生</td><td>共 産 党</td></tr><tr><td>小林 榮治</td><td>共 産 党</td><td>安村 嘉能</td><td>福岡令和会</td></tr><tr><td>石橋 敏幸</td><td>福岡令和会</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">南</td><td>光安 力</td><td>自 民 党</td><td>岩井留美子</td><td>自 民 党</td></tr><tr><td>土屋 和子</td><td>公 明 党</td><td>野尻 旦美</td><td>市民クラブ</td></tr><tr><td>小宮 文子</td><td>市民クラブ</td><td>山中 勉</td><td>共 産 党</td></tr><tr><td>高向 洋子</td><td>共 産 党</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">城南</td><td>吉村 正信</td><td>自 民 党</td><td>末岡 敬子</td><td>自 民 党</td></tr><tr><td>上蘭 理奈</td><td>自 民 党</td><td>中村美千子</td><td>自 民 党</td></tr><tr><td>早田 宝得</td><td>福岡令和会</td><td>上田 清</td><td>福岡令和会</td></tr><tr><td>古賀 勉</td><td>自民新福岡</td><td>溝田由紀美</td><td>自民新福岡</td></tr></table>		委 員		補 充 員		氏 名	推薦会派	氏 名	推薦会派	東	森 勝利	自 民 党	花田 博之	自 民 党	山内 浩暢	自 民 党	永田 智士	自 民 党	渡辺 裕江	公 明 党	木村 陽子	公 明 党	野村 勇	市民クラブ	八尋 明	市民クラブ	博多	嶋田 高幸	自 民 党	伊藤 忠	自 民 党	石田 正明	公 明 党	市木 潔	公 明 党	小出 剛史	福岡令和会	納戸 順平	福岡令和会	橋元 浩司	自民新福岡	谷 諭	自民新福岡	中央	妹尾 俊見	自 民 党	奥村 芳幸	自 民 党	大古場隆文	市民クラブ	松原 光生	共 産 党	小林 榮治	共 産 党	安村 嘉能	福岡令和会	石橋 敏幸	福岡令和会			南	光安 力	自 民 党	岩井留美子	自 民 党	土屋 和子	公 明 党	野尻 旦美	市民クラブ	小宮 文子	市民クラブ	山中 勉	共 産 党	高向 洋子	共 産 党			城南	吉村 正信	自 民 党	末岡 敬子	自 民 党	上蘭 理奈	自 民 党	中村美千子	自 民 党	早田 宝得	福岡令和会	上田 清	福岡令和会	古賀 勉	自民新福岡	溝田由紀美	自民新福岡
	委 員			補 充 員																																																																																												
	氏 名	推薦会派	氏 名	推薦会派																																																																																												
東	森 勝利	自 民 党	花田 博之	自 民 党																																																																																												
	山内 浩暢	自 民 党	永田 智士	自 民 党																																																																																												
	渡辺 裕江	公 明 党	木村 陽子	公 明 党																																																																																												
	野村 勇	市民クラブ	八尋 明	市民クラブ																																																																																												
博多	嶋田 高幸	自 民 党	伊藤 忠	自 民 党																																																																																												
	石田 正明	公 明 党	市木 潔	公 明 党																																																																																												
	小出 剛史	福岡令和会	納戸 順平	福岡令和会																																																																																												
	橋元 浩司	自民新福岡	谷 諭	自民新福岡																																																																																												
中央	妹尾 俊見	自 民 党	奥村 芳幸	自 民 党																																																																																												
	大古場隆文	市民クラブ	松原 光生	共 産 党																																																																																												
	小林 榮治	共 産 党	安村 嘉能	福岡令和会																																																																																												
	石橋 敏幸	福岡令和会																																																																																														
南	光安 力	自 民 党	岩井留美子	自 民 党																																																																																												
	土屋 和子	公 明 党	野尻 旦美	市民クラブ																																																																																												
	小宮 文子	市民クラブ	山中 勉	共 産 党																																																																																												
	高向 洋子	共 産 党																																																																																														
城南	吉村 正信	自 民 党	末岡 敬子	自 民 党																																																																																												
	上蘭 理奈	自 民 党	中村美千子	自 民 党																																																																																												
	早田 宝得	福岡令和会	上田 清	福岡令和会																																																																																												
	古賀 勉	自民新福岡	溝田由紀美	自民新福岡																																																																																												

機 関 (委 員)	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
人事委員会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 地方公務員法 ・ 福岡市人事委員会設置条例	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 (地公法第9条の2第2項)
監査委員	・ 地方自治法 ・ 福岡市監査委員条例	普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。 (法第196条第1項)
農業委員会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 農業委員会等に関する法律 ・ 福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市長が、議会の同意を得て、任命する。 (農委法第8条第1項)

人 数	任 期	現 在 の 委 員 及 び 任 期																																											
		<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">委 員</th><th colspan="2">補 充 員</th></tr><tr><th>氏 名</th><th>推 薦 会 派</th><th>氏 名</th><th>推 薦 会 派</th></tr><tr><td rowspan="4">早良</td><td>伊佐宇為彦</td><td>自 民 党</td><td>中村 正幸</td><td>自 民 党</td></tr><tr><td>深町 勝子</td><td>公 明 党</td><td>濱田なみよ</td><td>市民クラブ</td></tr><tr><td>守田 義弘</td><td>市民クラブ</td><td>松本 道生</td><td>緑とネット</td></tr><tr><td>下野 創</td><td>緑とネット</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">西</td><td>川口 晴義</td><td>自 民 党</td><td>薦田 湊</td><td>自 民 党</td></tr><tr><td>川辺 敦子</td><td>公 明 党</td><td>藤澤 義</td><td>公 明 党</td></tr><tr><td>中村 元氣</td><td>市民クラブ</td><td>木村 眞一</td><td>市民クラブ</td></tr><tr><td>中嶋 義治</td><td>共 産 党</td><td>宮本 武夫</td><td>共 産 党</td></tr></table> 任期は、東・博多・中央・南は令和6年10月4日まで、城南・早良・西は令和8年6月29日まで		委 員		補 充 員		氏 名	推 薦 会 派	氏 名	推 薦 会 派	早良	伊佐宇為彦	自 民 党	中村 正幸	自 民 党	深町 勝子	公 明 党	濱田なみよ	市民クラブ	守田 義弘	市民クラブ	松本 道生	緑とネット	下野 創	緑とネット			西	川口 晴義	自 民 党	薦田 湊	自 民 党	川辺 敦子	公 明 党	藤澤 義	公 明 党	中村 元氣	市民クラブ	木村 眞一	市民クラブ	中嶋 義治	共 産 党	宮本 武夫	共 産 党
	委 員			補 充 員																																									
	氏 名	推 薦 会 派	氏 名	推 薦 会 派																																									
早良	伊佐宇為彦	自 民 党	中村 正幸	自 民 党																																									
	深町 勝子	公 明 党	濱田なみよ	市民クラブ																																									
	守田 義弘	市民クラブ	松本 道生	緑とネット																																									
	下野 創	緑とネット																																											
西	川口 晴義	自 民 党	薦田 湊	自 民 党																																									
	川辺 敦子	公 明 党	藤澤 義	公 明 党																																									
	中村 元氣	市民クラブ	木村 眞一	市民クラブ																																									
	中嶋 義治	共 産 党	宮本 武夫	共 産 党																																									
3人 (地公法第9条の2第1項)	4年 (補欠委員の任期は前任者の残任期間) (地公法第9条の2第10項)	千葉 まゆみ (3. 12. 25～7. 12. 24) 平江 徳子 (4. 12. 25～8. 12. 24) 中沢 浩 (5. 12. 25～9. 12. 24)																																											
4人 (法第195条第2項) 識見を有する者 2人 議 員 2人 (法第196条第1項、条例第2条)	識見を有する者 4年 議員 議員の任期による (後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。) (法第197条)	(識見を有する者) 本野 正紀 (2. 12. 28～6. 12. 27) 水町 博之 (3. 7. 13～7. 7. 12) (議 員) 阿部 真之助 (5. 5. 17～議員の任期) 高木 勝利 (6. 6. 1～議員の任期)																																											
19人 (条例第2条第1項)	3年 (補欠委員の任期は前任者の残任期間 任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。) (農委法第10条第1項、第2項)	牛尾 憲一 (5. 6. 23～8. 6. 22) 川嶋 仁 (") 城戸 武稔 (") 久保田 喜一 (") 袈裟丸 宏二 (") 柴田 清治 (") 高木 智代 (") 中村 美佐子 (") 中村 光明 (") 笠 康雄 (") 奥村 幸一 (") 甲斐 諭 (") 久保 篤美 (") 下司 弘 (") 角 徹 (") 宗 義治 (") 高田 茂美 (") 馬男木 節 (") 安河内 弘実 (")																																											

機 関 (委 員)	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
固定資産評価審査委員会 (委員)	・地方自治法 ・地方税法 ・福岡市市税条例	当該市の住民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市の議会の同意を得て、市長が選任する。 (地方税法第423条第3項)

2. 補 助 機 関

機 関	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
副市長	・地方自治法 ・福岡市副市長定数条例	普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 (法第162条)
固定資産評価員	・地方税法 ・福岡市市税条例	固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市長が、当該市の議会の同意を得て、選任する。 (法第404条第2項)

3. 附 属 機 関

(1) 法律の定めによる附属機関

機 関 (委 員)	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
福岡市子ども・子育て審議会 (委員)	・地方自治法 ・児童福祉法 ・次世代育成支援対策推進法 ・子ども・子育て支援法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・福岡市子ども・子育て審議会条例 ・福岡市子ども・子育て審議会条例施行規則	次に掲げる者のうちから、市長が任命する。 (1) 学識経験のある者 (2) 児童又は知的障がい者の福祉に関する事業に従事する者 (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (4) 子どもの保護者 (5) 事業主を代表する者 (6) 労働者を代表する者 (7) その他市長が適当と認める者 (規則第2条)

人 数	任 期	現 在 の 委 員 及 び 任 期
12人 (地方税法第423条 第2項、条例第56条)	3年 (補欠委員の任期は前任者の残 任期間 (地方税法第423条第6項)	有 吉 兼 次 (4. 4. 1 ~ 7. 3. 31) 中 園 二 郎 (") 宮 崎 幹 朗 (") 岩 隈 良 弘 (") 近 藤 富 美 (5. 4. 1 ~ 8. 3. 31) 塗 木 麻 美 (") 大 楠 由 美 子 (") 原 田 大 (") 綾 部 圭 太 (6. 4. 1 ~ 9. 3. 31) 高比良 聡 子 (") 児 玉 雅 子 (") 田 坂 幸 (")

人 数	任 期	現 在 の 委 員 及 び 任 期
3人 (条例本則)	4年 (長は、任期中においてもこれ を解職することができる。 (法第163条)	荒 瀬 泰 子 (5. 4. 1 ~ 9. 3. 31) 中 村 英 一 (") 光 山 裕 朗 (")
1人 (条例第54条)		五十川 雄 一 (2. 4. 1 ~)

人 数	議会から推薦する人数	任 期
40人以内 (条例第3条第1項)	5人〔教育子ども委員会委員 5人〕	2年 (補欠委員の任期は前任者の残任 期間 (条例第4条第1項)

機 関 (委 員)	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
博多漁港管理会 (委員)	・地方自治法 ・漁港及び漁場の整備等に関する法律 ・福岡市漁港管理条例 ・福岡市漁港管理条例施行規則	次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 市議会議員 (3) 水産関係者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めるもの (規則第1条の2第3項)
博多港地方港湾審議会 (委員)	・地方自治法 ・港湾法 ・博多港地方港湾審議会条例	次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) 学識経験者 (2) 港湾関係者 (3) 市議会議員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 市職員 (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの (条例第5条第1項)
福岡市保健福祉審議会 (委員)	・地方自治法 ・社会福祉法 ・障害者基本法 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・福岡市保健福祉審議会条例	市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、市の長が任命する。 (社会福祉法第8条)
福岡市国民健康保険運営協議会 (委員)	・地方自治法 ・国民健康保険法 ・国民健康保険法施行令 ・福岡市国民健康保険条例	被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。 (令第3条第3項) 被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。 (令第3条第4項)
福岡市民生委員推薦会 (委員)	・地方自治法 ・民生委員法 ・民生委員法施行令	当該市の区域の実情に通ずる者のうちから、市長が委嘱する。 (民生委員法第8条第2項)
福岡市都市計画審議会 (委員)	・地方自治法 ・都市計画法 ・福岡市都市計画審議会条例 ・福岡市都市計画審議会条例施行規則	次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験のある者 (2) 市議会議員 (3) 関係行政機関又は福岡県の職員 (4) 福岡市の住民 (条例第3条第1項)

人 数	議会から推薦する人数	任 期
15人以内 (規則第1条の2第1項)	2人 [経済振興委員会委員 2人]	2年 (補欠委員の任期は前任者の残任期間) (規則第1条の2第4項)
45人以内 (条例第4条)	8人 [経済振興委員会委員 8人]	2年 (任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。補欠委員の任期は前任者の残任期間) (条例第5条第2項、第3項)
35人以内 (条例第3条第1項)	5人 [福祉都市委員会委員 5人]	3年 (補欠委員の任期は前任者の残任期間) (条例第4条第3項)
(1) 被保険者を代表する委員 6人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人 (3) 公益を代表する委員 6人 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人 (条例第2条第2項)	3人 [福祉都市委員会委員 3人]	3年 (") (令第4条)
若干人 (民生委員法第8条第1項)	2人 [福祉都市委員会委員 2人]	3年 (") (令第1条第2項)
(1) 学識経験のある者 9人 (2) 市議会議員 11人 (3) 関係行政機関又は福岡県の職員 5人 (4) 福岡市の住民 2人 (条例第2条、規則第3条)	11人 [福祉都市委員会委員 8人] [生活環境 " 3人]	2年 (任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。補欠委員の任期は前任者の残任期間) (条例第3条第2項、第3項)

機 関（委 員）	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
福岡市建築審査会（委員）	・地方自治法 ・建築基準法 ・建築基準法施行規則 ・福岡市建築審査会条例	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、市長が任命する。 (建築基準法第79条第2項)
福岡市開発審査会（委員）	・地方自治法 ・都市計画法 ・都市計画法施行令 ・福岡市開発行為の許可等に関する条例	法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、市の長が任命する。 (都市計画法第78条第3項)

(2) 条例の定めによる附属機関

機 関（委 員）	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
福岡市政治倫理審査会（委員）	・地方自治法 ・福岡市長の政治倫理に関する条例 ・福岡市長の政治倫理に関する条例施行規則 ・福岡市議会議員の政治倫理に関する条例	資産等報告書等の審査又は政治倫理に関する調査に関して専門的知識を有する者及び市民（有権者）のうちから市長が議会の同意を得て選任する。 (福岡市長の政治倫理に関する条例第10条第2項) 専門的知識を有する者は、弁護士、公認会計士、税理士、大学教授等から選任するものとする。 (規則第12条第1項)

人 数	議会から推薦する人数	任 期
7人 (建築基準法第79条第1項、 条例第2条)	1人〔福祉都市委員会委員 1人〕	2年 委員は任期が満了した場合においては後任の委員が任命されるまでその職務を行う。 補欠委員の任期は前任者の残任期間 (建築基準法第83条、 規則第10条の15の7、 条例第3条第1項、第3項)
7人 (都市計画法第78条第2項、 条例第21条)	1人〔福祉都市委員会委員 1人〕	2年 補欠委員の任期は前任者の残任期間 (条例第22条第1項)

人 数	任 期	現 在 の 委 員 及 び 任 期
11人 (福岡市長の政治倫理に関する 条例第10条第1項)	2年 任期が満了したときにおいて も後任者が選任されるまでの 間は引き続きその職務を行う。 補欠委員の任期は前任者の残任期間 (福岡市長の政治倫理に関する 条例第10条第3項、第4項、 規則第12条第4項)	五十川 直 行 (5 . 4 . 1 ~ 7 . 3 . 31) 櫛 田 久 代 (") 横 尾 亘 (") 奥 田 貫 介 (") 藤 田 芳 子 (") 眞 鍋 博 俊 (") 寺 澤 じゅんこ (") 岡 部 麻 子 (") 植 田 幸 二 (") 中 島 瑞 恵 (") 大 坪 あゆみ (")

機 関 (委 員)	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
福岡市総合計画審議会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市附属機関設置に関する条例 ・ 福岡市総合計画審議会規則	次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。 (1) 関係行政機関の職員 (2) 関係団体に所属する者 (3) 学識経験を有する者 (4) 市議会議員 (5) 本市の住民 (規則第5条)
福岡市町界町名整理審議会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市附属機関設置に関する条例 ・ 福岡市町界町名整理審議会規則	次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 市議会議員 (2) 関係官公庁の職員 (3) 商工会議所議員 (4) 学識経験者 (5) 市職員 (規則第5条第1項)
福岡空港関係教育対策協議会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市附属機関設置に関する条例 ・ 福岡空港関係教育対策協議会規則	次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) 市議会議員 (2) 市長の補助機関の職員 (3) 教育委員会委員及び教育委員会事務局職員 (4) 関係学校長 (5) 関係学校父母教師会役員（前号に掲げる者を除く。） (6) 学識経験者 (規則第3条)
福岡市社会教育委員	・ 地方自治法 ・ 社会教育法 ・ 福岡市社会教育委員条例	学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。 (条例第2条)
福岡市立学校通学区域審議会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市附属機関設置に関する条例 ・ 福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則	次に掲げる者の中から委嘱する。 (1) 市議会議員 (2) 学識経験者 (3) 市立小学校及び中学校の父母教師会の会員（但し、第4、5号該当者を除く。） (4) 市立小学校及び中学校の校長 (5) 市立小学校及び中学校の教育職員 (6) 教育委員会事務局及び市長部局の職員 (7) その他教育委員会が必要と認める者 (規則第3条)

人 数	議会から推薦する人数	任 期
50人以内 (規則第4条)	10人	2年 (任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。補欠委員の任期は前任者の残任期間) (規則第6条第1項、第2項)
18人以内 (規則第4条第1項)	5人〔総務財政委員会委員 5人〕	任命したときの職に在職する期間 (学識経験者の任期は2年で、補欠委員の任期は前任者の残任期間) (規則第6条第1項、第2項)
13人以内 (規則第3条)	3人〔教育こども委員会委員 3人〕	2年 (任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。補欠委員の任期は前任者の残任期間) (規則第5条第1項、第2項)
20人 (条例第3条)	2人〔教育こども委員会委員 2人〕	2年 (補欠委員の任期は前任者の残任期間) (条例第4条)
20人以内 (規則第3条)	5人〔教育こども委員会委員 5人〕	2年 (〃) (規則第4条第1項)

機 関 (委 員)	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
福岡市中小企業振興審議会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市中小企業振興条例 ・ 福岡市中小企業振興条例施行規則	次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 中小企業関係者 (2) 学識経験者 (3) 市議会議員 (4) その他市長が適当と認める者 (規則第20条第2項)
福岡市屋台選定委員会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市屋台基本条例 ・ 福岡市屋台基本条例施行規則	次に掲げる者のうちから、市長が任命する。 (1) 市民 (2) 学識経験者 (3) 市議会議員 (4) 市長が指定する屋台営業者団体の代表者 (条例第28条第3項、第29条第1項)
福岡市農林業振興審議会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市附属機関設置に関する条例 ・ 福岡市農林業振興審議会規則	次の各号に掲げる者の中から市長が任命する。 (1) 学識経験者 (2) 関係農林業団体代表 (3) 市議会議員 (4) 市職員 (規則第5条)
福岡市水産業振興審議会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市附属機関設置に関する条例 ・ 福岡市水産業振興審議会規則	次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 市議会議員 (3) 水産関係団体の役職員 (4) 関係行政機関の職員 (規則第5条)
福岡市中央卸売市場開設運営協議会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市中央卸売市場業務条例	生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。 (条例第78条第3項)
福岡市中央卸売市場市場取引委員会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市中央卸売市場業務条例	卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。 (条例第87条第2項)

人 数	議会から推薦する人数	任 期
26人以内 (規則第20条第1項)	5人〔経済振興委員会委員 5人〕	2年 〔任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。補欠委員の任期は前任者の残任期間〕 (規則第21条第1項、第2項)
13人以内 (規則第27条第1項)	3人〔経済振興委員会委員 1人 福祉都市 “ 1人 生活環境 “ 1人〕	3年以内で市長が定める期間 〔 “ 〕 (規則第27条第2項、第4項)
22人以内 (規則第4条)	5人〔経済振興委員会委員 5人〕	2年 〔 “ 〕 (規則第6条第1項、第2項)
23人以内 (規則第4条)	4人〔経済振興委員会委員 4人〕	2年 〔 “ 〕 (規則第6条第1項、第2項)
15人以内 (条例第78条第1項)	6人〔経済振興委員会委員 6人〕	2年 〔補欠委員の任期は前任者の残任期間〕 (条例第79条第1項)
20人以内 (条例第87条第1項)	6人〔経済振興委員会委員 6人〕	2年 〔 “ 〕 (条例第79条第1項、第90条)

機 関（委 員）	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
博多湾水産資源影響調査審議会 （委員）	・ 地方自治法 ・ 福岡市附属機関設置に関する条例 ・ 博多湾水産資源影響調査審議会規則	次の各号に掲げる者のうちから当該各号に掲げる数以内において市長が任命する。 (1) 学識経験者 5人 (2) 市議会議員 5人 (3) 水産業者 6人 (4) 市職員 2人 (5) 関係行政機関の職員 1人 (規則第4条)
福岡市病院事業運営審議会 （委員）	・ 地方自治法 ・ 福岡市附属機関設置に関する条例 ・ 福岡市病院事業運営審議会規則	次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 市議会議員 (3) 市職員 (規則第4条第1項)
福岡市食育推進会議（委員）	・ 地方自治法 ・ 食育基本法 ・ 福岡市食育推進会議条例	次に掲げる者をもって充てる。 (1) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから市長が任命する者 (2) 市の職員のうちから市長が任命する者 (3) その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する者 (条例第5条第1項)
福岡市空家等審議会（委員）	・ 地方自治法 ・ 福岡市空家等の適切な管理に関する条例 ・ 福岡市空家等の適切な管理に関する条例施行規則	学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員又は市職員その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。 (規則第10条第2項)
福岡市住宅審議会（委員）	・ 地方自治法 ・ 福岡市住宅審議会条例 ・ 福岡市住宅審議会条例施行規則	次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの (規則第2条)
福岡市都市景観審議会 （委員）	・ 地方自治法 ・ 福岡市都市景観条例 ・ 福岡市都市景観審議会規則	次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める数以内において市長が任命する。 (1) 学識経験を有する者 10人 (2) 市議会議員 6人 (3) 福岡市の住民 4人 (規則第3条)

人 数	議会から推薦する人数	任 期
19人以内 (規則第3条)	5人〔経済振興委員会委員 5人〕	2年 〔任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。補欠委員の任期は前任者の残任期間〕 (規則第5条第1項、第2項)
14人以内 (規則第3条)	6人〔福祉都市委員会委員 6人〕	2年 〔 〃 〕 (規則第5条第1項、第2項)
30人以内 (条例第3条)	4人〔総務財政委員会委員 1人 教育こども 〃 1人 経済振興 〃 1人 福祉都市 〃 1人〕	2年 〔補欠委員の任期は前任者の残任期間〕 (条例第5条第2項)
7人以内 (規則第10条第1項)	1人〔福祉都市委員会委員 1人〕	2年 〔任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。補欠委員の任期は前任者の残任期間〕 (規則第11条第1項、第2項)
20人以内 (条例第3条)	6人〔総務財政委員会委員 1人 教育こども 〃 1人 福祉都市 〃 4人〕	2年 〔補欠委員の任期は前任者の残任期間〕 (条例第4条第1項、第2項)
20人以内 (規則第2条)	6人〔福祉都市委員会委員 6人〕	2年 〔任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。補欠委員の任期は前任者の残任期間〕 (規則第4条第1項、第2項)

機 関 (委 員)	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法
福岡市屋外広告物審議会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 福岡市屋外広告物条例 ・ 福岡市屋外広告物審議会規則	次の各号に掲げる者のうちから当該各号に掲げる数以内において市長が任命する。 (1) 学識経験者 10人 (2) 市議会議員 6人 (3) 関係行政機関の職員 2人 (4) 広告業者 3人 (5) 地域活動に携わる者 2人 (規則第4条)
福岡市環境審議会 (委員)	・ 地方自治法 ・ 環境基本法 ・ 福岡市環境審議会条例 ・ 福岡市環境審議会条例施行規則	次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの (規則第2条)

人 数	議会から推薦する人数	任 期
23人以内 (規則第3条)	6人〔福祉都市委員会委員 6人〕	2年 〔任期中であつてもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。補欠委員の任期は前任者の残任期間〕 (規則第4条第1項、第2項)
30人以内 (条例第2条)	7人〔生活環境委員会委員 7人〕	2年 〔補欠委員の任期は前任者の残任期間〕 (条例第3条第1項)

4. 一 部 事 務 組 合

組 合	根 拠 法 規	資 格 及 び 選 任 方 法	人 数
粕屋郡粕屋町外 1 市水利組合 (粕屋郡粕屋町外 1 市水利組合議会議員)	・ 地方自治法 ・ 粕屋郡粕屋町外 1 市水利組合規約	市議会議員の被選挙権を有する者のうちから選挙する。 (規約第 5 条第 2 項)	14 人 (規約第 5 条第 1 項)
糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合 (糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員)	・ 地方自治法 ・ 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合規約	市議会議員の被選挙権を有する者のうちから選挙する。 (規約第 6 条第 1 項)	7 人 (規約第 5 条)
北筑昇華苑組合 (北筑昇華苑組合議会議員)	・ 地方自治法 ・ 北筑昇華苑組合規約	市議会議員のうちから当該市議会において選出した者をもって充てる。 (規約第 5 条第 2 項)	20 人 (規約第 5 条第 1 項)
福岡都市圏南部環境事業組合 (福岡都市圏南部環境事業組合議会議員)	・ 地方自治法 ・ 福岡都市圏南部環境事業組合規約	市議会において、当該市議会議員のうちから選挙する。 (規約第 5 条第 2 項)	10 人 (規約第 5 条第 1 項)
福岡県後期高齢者医療広域連合 (福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員)	・ 地方自治法 ・ 福岡県後期高齢者医療広域連合規約	市議会において、当該市議会議員又は長のうちから地方自治法第 118 条の例により選挙するものとする。 (規約第 8 条第 1 項、第 2 項)	34 人 (規約第 7 条第 1 項)
福岡地区水道企業団 (福岡地区水道企業団議会議員)	・ 地方自治法 ・ 地方公営企業法 ・ 福岡地区水道企業団規約	構成団体の議会の議員の中から選挙する。 (規約第 5 条第 2 項) 選挙の方法は、選挙地区ごとに定める数の議員をその選挙地区の構成団体の長が共同して推せんすることによりこれを行う。 (規約第 5 条第 3 項)	15 人 (規約第 5 条第 1 項)
福岡地区水道企業団 (福岡地区水道企業団監査委員)	・ 地方自治法 ・ 地方公営企業法 ・ 福岡地区水道企業団規約	企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。 (規約第 10 条第 2 項)	2 人 (規約第 10 条第 1 項)

議会において選挙等する人数	任 期	現在の議員等及び任期
4 人 (規約第 5 条第 1 項)	4 年 (補欠議員の任期は前任者の残任期間) (規約第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項)	木 村 栄 次 (3. 10. 25～7. 10. 24) 木 村 謙 介 (") 川 嶋 仁 (") 奥 田 正 春 (")
1 人 (規約第 5 条)	4 年 (") (規約第 7 条)	森 壯太郎 (3. 10. 25～7. 10. 24)
1 人 (規約第 5 条第 2 項)	市議会議員としての任期による。 (規約第 6 条)	尾 花 康 広 (5. 6. 27～議員の任期)
2 人 (規約第 5 条第 1 項)	市議会議員としての任期による。 (規約第 6 条第 1 項) (欠員を生じたときは市議会において補充選挙を行い、その任期は、前任者の残任期間とする。) (規約第 5 条第 3 項、第 6 条第 2 項)	打 越 基 安 (5. 5. 17～議員の任期) 大 原 弥寿男 (6. 5. 17～議員の任期)
3 人 (規約第 8 条第 1 項)	市議会議員又は長としての任期による。 (規約第 9 条第 1 項)	近 藤 里 美 (5. 6. 27～議員の任期) 中 山 郁 美 (") 浜 崎 太 郎 (")
9 人 (規約第 5 条第 3 項)	構成団体の議会の議員としての任期 (規約第 6 条第 1 項) (構成団体の議会の議員の職を失ったときはその職を失う。欠員を生じたときは補充選挙を行い、その任期は前任者の残任期間とする。) (規約第 6 条第 2 項、第 3 項)	平 畑 雅 博 (5. 6. 1～議員の任期) 阿 部 真之助 (") 大 原 弥寿男 (") 大 石 修 二 (") 高 木 勝 利 (") 田 中しんすけ (") 山 田 ゆみこ (") 和 田あきひこ (") 木 村てつあき (6. 6. 1～議員の任期)
1 人	4 年 (規約第 10 条第 3 項)	大 森 一 馬 (5. 7. 4～9. 7. 3)

(1) 人權擁護委員

(2) 福岡県公安委員会 (委員)

(3) 任意団体

団 体（委員等）	根 拠 法 規	人 数 等
板付基地返還促進協議会 （常任委員）	板付基地返還促進協議会規約	若干名 (規約第6条第1項)
福岡アジア文化賞委員会 （委員）	福岡アジア文化賞委員会設置要綱	
大都市税財政制度確立推進協議会 （委員）	大都市税財政制度確立推進協議会要綱	20人 (要綱第3条)
福岡市交通安全推進協議会 （委員）	福岡市交通安全推進協議会会則	市内の関係行政機関及び関係諸団体の代表者並びに会長が必要と認めるもの。 (会則第5条第1項)
福岡市暴力追放推進協議会 （顧問、委員）	福岡市暴力追放推進協議会会則	市内の関係行政機関その他各種団体の代表者並びに会長が必要と認めるものを委員として組織する。協議会に名誉会長および顧問を置くことができる。 (会則第5条第1項、第9条第1項)
福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部 （副本部長、委員）	福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部設置要綱	推進本部は、本部長、副本部長および委員をもって構成する。 (要綱第3条第1項)
文化・スポーツ振興推進協議会 （委員）	文化・スポーツ振興推進協議会要綱	21人 (要綱第3条)
公益財団法人福岡市教育振興会 （評議員）	公益財団法人福岡市教育振興会定款	3人以上7人以内 (定款第10条)
公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー （評議員）	公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー定款	3人以上10人以内 (定款第11条)

議 会 か ら 推 薦 す る 人 数	任 期
17人	1年 (規約第6条第3項)
3人〔正副議長 総務財政委員会委員長〕 (要綱第3条)	1年 〔但し、特別の事由のない限り継続する。〕 (要綱第8条)
20人 (要綱第4条)	
4人〔正副議長 総務財政委員会委員長 福祉都市 〃〕 (会則第5条第2項)	
顧問 1人〔議長〕 委員 2人〔総務財政委員会委員長 教育こども 〃〕 (会則第5条第2項、第9条第3項)	
副本部長 1人〔議長〕 委 員 1人〔総務財政委員会委員長〕 (要綱第3条第3項、第4項)	
21人 (要綱第3条)	
2人〔教育こども委員会委員 2人〕	選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで 〔補欠評議員の任期は前任者の残任期間〕 (定款第12条第1項、第2項)
1人〔経済振興委員会委員長〕	選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで 〔 〃 〕 (定款第13条第1項、第2項)

団 体（委員等）	根 拠 法 規	人 数 等
福岡競艇場防犯対策協議会 （委員）	福岡競艇場防犯対策協議会会則	九州運輸局海事振興部長、博多臨港警察署長、一般財団法人日本モーターボート競走会福岡支部執行役員、市議会議員、経済観光文化局長、経済観光文化局ボートレース事業部長、福岡都市圏広域行政事業組合事務局長をもって組織する。 （会則第3条）
福岡市民芸術祭実行委員会 （名誉顧問、顧問）	福岡市民芸術祭実行委員会規約	実行委員会に名誉顧問及び顧問、名誉会長を置くことができる。 （規約第7条第1項）
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 （理事、評議員）	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会定款	理 事 15人以上20人以内 （定款第18条第1項第1号） 評議員 23人以上28人以内 （定款第6条）
社会福祉法人福岡県共同募金会 福岡市支会 （副会長、常任委員）	社会福祉法人福岡県共同募金会福岡市支会規程	常任委員 22人（会長1人、副会長3人、常務1人を含む） （規程第4条第1号、第5条第1項）
博多南線交通対策協議会 （参与）	博多南線交通対策協議会会則	協議会には、必要に応じ顧問及び参与を置くことができる。 （会則第6条第1項）
九州大学移転・跡地対策協議会 （委員）	九州大学移転・跡地対策協議会要綱	21人 （要綱第3条）
福岡市消防研究会 （会員）	福岡市消防研究会規約	(1) 市議会議員 6人 (2) 消防団長並びに消防団長全員の推薦する消防副団長 1人 (3) 消防局長 （規約第3条）

議 会 から 推 薦 す る 人 数	任 期
4人〔経済振興委員会委員 4人〕 （会則第3条）	
名誉顧問 1人〔議長〕 顧 問 1人〔経済振興委員会委員 1人〕	
理 事 1人〔福祉都市委員会委員長〕 評議員 3人〔福祉都市委員会委員 3人〕	理 事 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで 評議員 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで 〔補欠の理事、評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。〕 理事、評議員は、定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまで権利義務を有する。 （定款第9条、第23条）
副会長 1人〔福祉都市委員会委員長〕 常任委員 3人〔福祉都市委員会委員 3人〕 （規程第5条第4項、第6条第1号）	2年 〔補欠によって就任した者の任期は前任者の残任期間〕 （規程第10条）
1人〔福祉都市委員会委員 1人〕 （会則第6条第2項）	
21人 （要綱第4条）	
6人〔生活環境委員会委員 6人〕 （規約第3条第1号）	